

2019年1月 地震保険改定のご案内

- 地震保険では、始期日が2019年1月1日以降^(※)となるご契約から次の改定を行いますので、主な改定内容についてご案内します。
- 地震保険は、法律(地震保険に関する法律)に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度であり、今回の改定は各損害保険会社共通のものです。
- ※2019年1月1日以降に、地震保険を中途セットまたは自動継続を迎える契約を含みます。

1. 地震保険料の改定

- 地震の危険度を計算する震源モデルや各種基礎データの更新などを反映し、地震保険料を改定します。
- 地震保険では、上記震源モデル等の更新により全国平均で大きく引き上げが必要な状況です。お客さまのご負担をおさえるため、2017年1月^(注1)から3段階^(注2)に分けて保険料の改定を行うことを予定しており、今回の改定が2回目となります。
- (注1)2017年1月の改定内容の概要は裏面をご参照ください。
- (注2)3回目の料率改定については、震源モデルの更新をはじめとする、今後の各種基礎データの更新の影響などを踏まえて行われる予定ですが、改定後の保険料・改定時期共に現時点では決まっておりません。

【年間保険料の例】(保険期間1年、地震保険金額1,000万円あたり、地震保険割引適用なしの場合)

※保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・構造および保険料の払込方法等によって異なります。

都道府県	耐火構造 (コンクリート・鉄骨造建物等)			非耐火構造 (木造建物等 ^(注1))		
	改定前 ^(注2)	改定後	差額	改定前 ^(注2)	改定後	差額
岩手、秋田、山形、栃木、群馬、富山、石川、福井、長野、滋賀、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島	6,800円	7,100円	+300円	11,400円	11,600円	+200円
福島	7,400円	8,500円	+1,100円	14,900円	17,000円	+2,100円
北海道、青森、新潟、岐阜、京都、兵庫、奈良	8,100円	7,800円	▲300円	15,300円	13,500円	▲1,800円
宮城、山梨、香川、大分、宮崎、沖縄	9,500円	10,700円	+1,200円	18,400円	19,700円	+1,300円
愛媛	12,000円	12,000円	0円	23,800円	22,400円	▲1,400円
大阪	13,200円	12,600円	▲600円	27,900円	32,000円	+4,100円
徳島、高知	13,500円	15,500円	+2,000円	31,900円	36,500円	+4,600円
茨城	13,500円	15,500円	+2,000円	27,900円	32,000円	+4,100円
埼玉	15,600円	17,800円	+2,200円	28,900円	24,700円	▲4,200円
愛知、三重、和歌山	17,100円	14,400円	▲2,700円	28,900円	24,700円	▲4,200円
千葉、東京、神奈川、静岡	22,500円	25,000円	+2,500円	36,300円	38,900円	+2,600円

(注1)「耐火建築物」「準耐火建築物」「省令準耐火建物」のいずれかに該当する場合は、「耐火構造」となります。

(注2)改定前の保険料の例は、地震保険の始期日が2017年1月(前回の保険料改定)以降のお客さま向けです。現在ご契約の地震保険の始期日が2016年12月以前のお客さまは表に記載の改定前保険料が異なります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

2. 長期係数の引上げ

近年の低金利状況の影響を受け、保険期間3～5年の長期一括払を選択した場合の長期係数^(注)を引き上げます。

(注)地震保険料を一時払とする長期契約(保険期間が2年～5年の契約)の保険料を算出する際に乗じる係数で、保険料運用の予定利率を考慮して算出されています。長期係数を乗じることで、長期保険の一時払保険料は、1年契約の保険料を毎年お支払いいただく場合に比べ割安となります。

保険期間	改定前	改定後
2年	1.90	1.90
3年	2.75	2.80
4年	3.60	3.70
5年	4.45	4.60

保険期間2年の場合の長期係数は改定前後で変更ありません。

3. 地震保険割引制度における割引確認資料の拡大

割引制度をより利用しやすいものにするため以下の改定を行います。

詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

割引	範囲拡大の内容
全ての地震保険割引	更新前のご契約または現在のご契約で各種割引が適用されていることを確認できる以下の書類を割引確認資料として追加します。 <ul style="list-style-type: none"> 保険会社からお客さま宛てに発行する満期案内書類(写) 保険会社からお客さま宛てに発行する長期契約の契約内容確認のお知らせ(写)
建築年割引	新築年月が昭和56年6月以降であること、建物の所在地が保険の対象の所在地と同一であること等が確認できる以下の書類を割引確認資料として追加します。 <ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業者が交付した不動産売買契約書(写) ⇒不動産売買の際に、売主と買主の間で締結する契約書です。 宅地建物取引業者が交付した賃貸住宅契約書(写) ⇒不動産賃貸借契約の際に、貸主と借主の間で締結する契約書です。 建築工事施工者等が交付した工事完了引渡証明書(写) ⇒建物の登記申請を行う際に、申請者が登記所に提出する資料です。

<参考> 2017年1月 地震保険改定概要

1. 地震保険料の改定

地震保険料率の3段階改定の1回目の改定を実施しました。

2. 損害区分の変更

半損と一部損の保険金の格差を減らし、より実際の損害の程度に応じた保険金をお支払いできるよう、損害区分を3区分から4区分に細分化しました。

改定前(3区分)	
損害の程度	お支払いする保険金
全損	地震保険金額の100%(時価額が限度)
半損	地震保険金額の50%(時価額の50%が限度)
一部損	地震保険金額の5%(時価額の5%が限度)

改定後(4区分)	
損害の程度	お支払いする保険金
全損	地震保険金額の100%(時価額が限度)
大半損	地震保険金額の60%(時価額の60%が限度)
小半損	地震保険金額の30%(時価額の30%が限度)
一部損	地震保険金額の5%(時価額の5%が限度)

3. 割引確認資料の拡大

割引制度をより利用しやすいものにするため、割引確認資料を拡大する改定を行いました。

このチラシは2019年1月の地震保険改定の概要についてご説明したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。

三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

(お客さまデスク) 0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

三井住友海上 駿河台新館

電話受付時間: 平日 9:00~20:00 土日・祝日 9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)

http://www.ms-ins.com/